

市民経済委員会会議録

平成21年 2月 3日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 13:33

○ 委員長

おはようございます。ただいまから市民経済委員会を開会いたします。

「請願第7号 飯塚市中心商店街空洞化を憂い行政の尽力を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。この際、本請願を審査するに当たり、紹介議員であります江口徹議員に出席を求め、本請願についての説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、紹介議員に出席を求め、説明を受けることに決定をいたしました。

紹介議員さんは、紹介議員席にお着きください。

それでは、本請願についての紹介議員の説明を求めます。

○ 江口議員

おはようございます。本日は、飯塚市中心商店街空洞化を憂い行政の尽力を求める請願について趣旨説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本請願の趣旨は、火災以降、商店街の皆様、そしてまた、地域社会の皆様方、不安に思っておられるところなんです。何とか皆様方、行政、そしてボランティアの方々、そして、有志の方々の募金等々をいただきながら、被災地に関しましては、もう更地になっておりますし、少しずつ復興の色を見せてきております。

しかしながら、現在、商店街において、旧大丸が今に至ってもそのままであります。その状況が、地域の方々に見れば、老朽化が激しいのではないかと。そして、ここの部分で、例えば、雨が降ったときとか、隣の家屋に対して御迷惑をかけることがある等々の話があると聞いております。そしてそのことを憂いて、建築関係の方々に見ていただいたところ、雨漏りがひどく、内部の鉄筋の腐食も考えられる。そして、ほこり等が漏水によりガス発生も考えられ、早期の対策が緊急課題であると。また、大雨のときにも、屋上のごみを取り除きたくても屋上に上るすべがなく、被害を甘受してあるありさまと。3階以下の崩落、外壁の崩壊等が発生することもあり得るというお話がございました。

そういったことを考えまして、ぜひ行政のほうにできる範囲のことを、どうしても行政ができる範囲は限られておりますが、そのできる範囲のことをきちんとぜひ早急にやっていただいて、そしてまた、その姿を商店街の方々、地域社会の方々に教えていただきたいというお話がございました。そのことを含めまして、ぜひそのでき得る最大限の尽力をお願いをしたいというのが本請願の趣旨であります。皆様方につきましては、ぜひ御理解、御協力のほどをお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。

○ 道祖委員

請願の内容を拝見いたしますと、大丸の解体撤去について最大限の御尽力をいただきますようお願いいたしますということですが、この日本語というのはよくわからないんですけど、最大限の御尽力とは何を求めているのかというのが1点。

それと、この大丸の所有権は、どういうふうになっておるのか。それと、これはたしかアスベストが入っているから、解体費用等が相当かかるのではないかと思いますけれど、そういうところの、例えば、市に求めるということですが、この解体をするとしたときに、どれぐ

らの費用、解体撤去をするときの費用の見積りというものは、この請願者の人たちはどれくらいかかるというような把握をされておるのかどうか。その点、ちょっとお尋ねいたします。

○ 江口議員

最大限の御尽力をというのは、文字どおり行政ができる範囲内でできる限りのことをやっていただきたいという意味であるとお聞きしております。請願者並びにその周りの方々とお話をしましても、どこまでできるか、私たちはわからない。解体撤去まで市がやっていただけるものかもしれないし、もしかしたら、そこはできない、そういった部分は非常に私たちでもわからないとお話を聞いております。そのわからないんだけど、そのでき得る限りのことをぜひやっていただきたい。そして、それがどこまでできるのかの整理をしていただいて、そこについて、じゃ法の中ででき得る限りはここまでの、そしてその中で飯塚市としてはここまでのできる、そういった部分を教えていただきたいというお話でございました。

所有権につきましても、請願者の方々は、うわさは聞いてはいるんだけど、本当のところどういうところかわからないというのが現実であります。また、アスベストがあって、解体費用が高額になるのではないというお話ですが、確かにそういううわさは聞くと。私は見たことがあるという方もおられました。ところがこれにつきましても、現実としてはわからないというところが正直なところだと聞いております。

○ 岡部委員

この請願が出されるという話は、以前から聞いてたんですね。それで、請願が出されようと出されまいと、その前から問題になっていたのは、大きく分けたらこの問題は2つあると思うんですよ。1つは、この請願文書に書かれているような地域住民の安全・安心という部分の中の問題点が1つ。それともう1つは、あの丸っていう跡地を含んだ旧中心市街地のその活性化事業と。その中に丸が入っているというふうな、私は2つの分け方で見てたんですけど、今回、請願として出されているこの文章を読んですと、この市街地活性化事業にかかわる部分というのは、文章として入ってない。しかし、今、同僚委員さんお尋ねのように、これは、平たく言えば民民の話じゃないかというふうな話が出てくるわけですね。現実、私どももほかの事例なんか見ておりましたが、これは民民の話じゃないかと。だけど、恐らく請願者もそこそこは十分承知してあると思うんですけど、その上であえて出てきたということになりますと、当然、その住民の安全・安心という部分に主眼を置かれて、これが出てきたんじゃないかなと思うんですけどね。私も現地に行ってみましたけど、建物の崩落の問題とか、アスベストの飛散の問題とかいうふうな問題に非常に心配な点を感じるわけですけど、その点は請願者は十分理解してあるんですかね。

○ 江口議員

まさに言われるように、2点、安心・安全と、それと地域経済、中心市街地の活性化の2点が問題になっていると思っています。そのことは、請願者の方々も非常に思っておりまして、ただ、今回は、言われたように、民民の部分がございます。というところで、市街地活性化につきましても、趣旨の部分と、それと一番最後の下2行のわずかしき書いておりませんが、皆さん方の考えの中では、そこについても丸が大きなかぎを握っているという認識はあっております。

○ 岡部委員

安全という部分の中だけに限って、ちょっとお聞かせいただきたいんですけど、私も近くに住んでおりますけど、建築してかなりの年数がたつわけです。具体的にあの建物の耐用年数とか、そういったものを第三者機関というか、そういった形の中の調査というのはやられたんですかね。

○ 江口議員

第三者機関のほうに依頼をしたというお話について、私のほうはお聞きしておりません。た

だ、建築関係の方に、請願者の方が存じておられる建築関係の方々に見ていただいたと。その部分が請願の中ほどにある部分でございます。そういった見ていただいた結果、やはりちょっと危険性があるというお話があったというふうな形で、そちらについては、請願者の方々の手元には文書として残っておると聞いております。

○ **岡部委員**

ということは、先ほど私がお尋ねしましたもう一つのアスベストの問題等についても、具体的にその飛散の状況とかなんとかというのは、まだ具体的には調査とかいうところまでは入っていないというふうに解釈していいんですかね。

○ **江口議員**

アスベストにつきましては、具体的には調査には入っていないと聞いております。

○ **岡部委員**

最後に1つだけ確認しておきますけど、私が冒頭にお尋ねいたしましたように、この問題は、この請願文書表の表題は中心市街地空洞化を憂い行政の尽力を求める請願というふうな形になっておりますけど、中の文案については、ほとんど建物の安全・安心の問題に偏っているというふうな形にしかとりにくいんですけど、これは、当然の話ですけど、文書にはあらわれてなくても表題でこういうふうに書いてあるっていうことは、そこも考慮した形の中で出されておるわけですね。

○ **江口議員**

言われるとおりかと思います。お話にありました中心市街地の活性化の部分に関しましては、特に請願の代表者の中の本町商店街の方、前田様、そして、その周りの方々、そして、被災者の会 江藤さん、その他の方々からも言われております。そして、安心・安全の部分に関しましては、特にまた地域の自治会の代表 browse さんのほうからお話を聞いております。ぜひ両面を考えて、行政としてでき得る限りの部分をぜひお願いをしたいというお話でございます。

また、でき得ることならば、委員会としてでも結構ですし、個人的な部分でも結構ですが、ぜひ現場の方々の御意見等を聞いていただけましたらと考えております。

○ **委員長**

ほかに質疑ありませんか。

○ **森山委員**

こういうことを聞くと、ちょっと紹介者に無理かと思いますが、できる限りということを行いますけど、じゃ地元の商店街の方々、じゃどこまでこういう形だったら協力できるかが1点と。それともう1つは、市のほうから4案出てますということの中で、それが後でまた御質問させていただきますけれども、それは大丸が含んだ中のその都市計画が入ってるか入っていないかが1点。ということは、非常にこの問題は、僕も大丸ずっと建て増し、建て増しでずっとされて、もう4回、5回になると大変厳しい状況の建物でものすごく古いと思います。しかしただ、表向きはいいんですけど、裏側のほうのことだろうと思いますけれども、商店街の方々が、大変失礼な物の言い方しますが、火災になったからということで、なる前から、あの問題があったわけですね。そのときに、商店街の方々がそれは表のほうは、いろいろ露天商の方々に貸しながら活用してくださいということでお使いはなっていました。しかし、現実には、その前から、この問題については、商店街の方は本当はどこまで考えてあったのかということをもし知ってあればお聞きしたいと思っております。

○ **江口議員**

商店街がどこまで協力できるかについては、商店街の方々も暗中模索の段階だと聞いております。そして、4案、市が示した4案のうち大丸を含んだ案があったかどうかについては、あったと認識しております。そして、建て増しが続いたこととして、火災が起こる前からこの問題があったことについては、そのとおりでありまして、商店街の方々もその分については認識

をされていた。ただ、こういった形の請願という行動までは至ってなかった。その点については、商店街の方々ももう少し早く動くべきやったかなというお話を聞いたことがございます。

○ 森山委員

それで、これも非常に前、ここいろいろ紹介議員おらっしゃると永楽館が燃えたときも、市が永楽館通り買った経緯がありますよね、経済部長、梶原君。たしか市が買いましたよね、永楽館の跡。覚えてないですか、そうでしょう。だから、あれでも非常にその当時は、非常に活性化があると思って、我々も無理して賛成した経緯があるわけですよ。でも後そういう状況の中で、非常に広場程度に使ってあるという形と、今後この大丸さんと、それひっつけていいのか悪いのかわかりませんが、私どもとすれば、市としてはある程度の形で中心商店街を中心とした中で非常にやってきたと思います。しかし、今1市4町で合併した中において、これを特別に、僕はまだ僕の個人的な意見ですけど、本当に商店街の方々がこの問題について真剣に考えて、もし市がやってくればもうけもんという程度で思っているのか、市が4案出している中において、本当に皆さんが何なのかで今寄附とか、いろいろな形で商店街の積立金か剰余金があるかないかわかりませんが、そういうものを出してでもこの問題に商店街中心の都市計画にやられるような本当の気持ちを持つてあるのかなのかが、私には見えないんですよ、同じ商売人として、はっきり言って。

この前も11月30日歩いていきました。永昌会の前ですよ。もう6時には皆さん、シャッター締めよんしゃるとです。昔の11月の30日っていうたら、永昌会の前夜祭ちゅうたら、人がぞろぞろぞろぞろして、大変にぎわったものですけど、もう6時ぐらいに11月の30日ですよ、11月。もう締めて帰られる。これで何が中心商店街頑張っってこうしてますからということ、僕には見えません。また、1日、2日、ちょっと歩かせていただきましたけれども、いろいろ昔みたいに社会情勢も変わってきますし、商業ペースも変わってきておりますけれども、それでもやはりそこに同じ企画してどうするかっていうことが、非常に見えないんですよ。そこんところをもうちょっと本当に、ただ火災があったが、この機にこうしようということわかります。しかし、その前の時点からずっとやるけれども、もう現実、じゃ去年の11月30日からの永昌会前夜祭からずっと見てきたって、全然何か中身が同じことをして変わらない。たまたま青年会議所があそこにあって、いろいろな催しをして、一つそういう形でやってますが、もう少し商店街の方々の考え方とか、市とのいろいろお話もあると思うんですけど、その辺の気合が見えないんですよ。そこんところをもし障がい者もきょうこ委員会におられたら、そういうことももう一つ前向きに出していただきたいなと思っております。大変、この問題については、厳しいし、大変飯塚市が単独、何で中心商店街だけかということ自体も出てくるだろうと思います。それはそれなりに、そのときの価値観のあるようなインパクトを出していただかないと、なかなか我々としてもなかなかこういうものについての審議はしにくいと思っております。

○ 江口議員

言われましたように、商店街の方々の努力が必要なのは当然であります。1点、御紹介させていただきますと、たしか火災の前からあったかと思うんですが、NPO法人のシュガーロードというNPO法人が今始まっています。その中では、近大の日高先生とかの協力を得ながら、実際に丸亀であるとか、いろんなところを視察をした中で、商店街としてどうやってやっていくのか。視察した箇所の中には、商店街が持っていたお金を出しながら、それを増やしていく取組みをしておられるところもあります。もちろんそういった部分を含めながら、やっていかなくてはならないと一部の方も思いつつあります。ただそれが商店街すべての総意にはなっていないのも現実でありまして、言われたような商売として果たしていいものかどうかと言われる疑念があるのもそのとおりだと思っております。

ただ、飯塚市としては、中心市街地の活性化という部分を掲げておりますし、その中でもあ

る意味核となる場所があ商店街であります。その中にいまだになお大丸がああいった形であるものに関して、ぜひ行政としてでき得る限りのことをやっていただきたい。その中で、商店街と、また地域の方々と行政が、そしてまた、周りの学区である近畿大学等々が協力をしながらやれるモデルができればと考えております。

○ **森山委員**

それでは、ちょっと聞きにくいことを聞かせていただきますけど、一応、これまだ大丸さんの持ち物ですか。それと、一応、破産宣告をしてあるといううわさも聞きましたけど、どういう状況でございましょうか。

○ **江口議員**

先ほど道祖委員の質問にもお答えさせていただきましたが、所有権については、確かにうわさは幾つか聞きますが、現実のところ、果たしてどれが本当なのって言われるのが、皆様方の思っておるところです。どれが真実という部分に関しましては、私もわかりませんし、請願の方々もわからないと言われております。

○ **森山委員**

紹介議員の今日態度からいったら、あなたらしくない答弁です、やっぱり。やっぱそこまである程度、ここまで調べてこうこうだって、今銀行はここ入ってると。だから、こんなんがあってもう少し聞きにくいから議長、この辺で話したらどうかちゅうぐらい僕はちょっとしたんだけど、そこまでわからないと、この問題、執行、テーブルのらないですよ。持ち物が、例えば、大丸の川崎さんがここにおられてこうやけど、現実上、こうだからだめだとか、大変言いにくいこと僕言ってます。昔友達だったからはっきり言います。

じゃ、そこの銀行管理になってるが、じゃ銀行さんは、どう考えてるのかとか、じゃこの問題について、そこまである程度の形を、懇談会だったらどこでもいいですけど出していただいてせんと、この問題は非常にわかりませんじゃ、ここのテーブルにのせるまでの過程が僕はできてないと思う。ただ多分、その間のほうにいろいろと、ここまで持ってこられる間には、どこでどうだちゅう調べてあるんだろうと思うけども、そういうものもやっぱある程度経緯を聞かせていただいて、わからないちゅうのは僕はおかしいと思う。

○ **江口議員**

私自身が、調べてないという部分に関しましては、反省するところでもあります、正直、請願の方々もどこに聞いたらいいのかもわからんと言われます。その近くにおられる方からこれこれこういううわさ、今言われたようなうわさを聞くこともあるって言われるんですね。ただ、本当のことが知りたいんよって言われます。ということも含めて行政の力をお借りしながら、例えば、行政のほうで知っている情報がありましたらお出しいただきながら、皆さん方を含めて考えていただきたいというのが請願者の意思でございます。どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

○ **道祖委員**

先ほど岡部委員のほうから、これは2点あるということで、市民の安全・安心というのが1点と、中心市街地の活性化ということを言われましたよね。これは、商業ですよ。中心市街地、ここは商店街だから。これは、請願者の中で、上本町の自治会と本町商店街と被災者の会というふうになっておりますけれど、単純に考えると、商業の活性化とかいうと、商工会議所やら巻き込んで、やっぱりそのビジョンを示していかないとだめだと思うんですけど、これは、商工会議所とこの本町商店街とか、被災者の会の人たちが、何か協議したとかいうことがあるんでしょうかね。巻き込んでやってるのかどうか。

○ **江口議員**

商工会議所等々を巻き込んでやったことがあるのかに関しましては、今、先ほど紹介しましたNPO法人のシュガーロード、こちらのほうでこれから先のビジョンのほうをつくっていこ

うと話になっております。この席には、商工会議所の方も来られておりますし、被災者の会の方々も入っておられる。そしてまた、自治会の方からも勉強しに来られる方々もあると聞いておりますし、また、被災者の会の席の中でも商店街の方々も入って来られて一緒にお話をする。そしてまた、日高先生等々も入ってきてお話をしている。そこにも商工会議所の方が来られてお話をすることがあると聞いております。

○ 道祖委員

私が確認したかったのは、そういう話があっておるなら、この請願者の中に商工会議所という名前が出てきてもしかるべきかなと思ったんですけど、中心市街地ですからね。商工会議所の役目から考えると、飯塚の実態から考えると、商工会議所が中心になって頑張っていくということも考えられるんじゃないかなと思ったから、そういう意味では商工会議所の名前が出てきてないから、どの程度の内容なの、その思いなのかなというのが、ちょっとありましたのでお尋ねしたんですけど、これは御答弁要りません。一応、私の質問の趣旨だけ説明させていただいて。

○ 藤浦委員

今、紹介議員さんのお話を聞きよりますと、市の行政のでき得る限りということでは言われております。この請願書を読みよりますと、それとはちょっとまたちょっと裏腹な内容がたくさんありますし、でき得る限りというのは、何をもってその請願者というのは満足をされるのか。我々もこれ請願を受けた以上は、粛々と審査をしてまいります、まいります、でき得る限りの線がどこなのかというのは、今から審査しながらその辺の線を探っていくということになるうかと思えますよね。

それと、やっぱりこの大丸さんの持つてある特殊なさまざまな事情がありますので、その辺のところ、我々が審査できる状況にあるのかどうかという部分も非常に難しい点がありますよね。今までそういった事情を全然お知りになってないということですが、担当課に対して、その請願者の方々は、何がしかの投げかけなり、問いかけなり、協議なりっていうような形でされた経緯というのがあるんでしょうか。

○ 江口議員

まず、最初のでき得る限りのほうにつきましては、確かに請願者の中でも解体撤去まで市のほうでできるのではないかという方もおられますし、これは民民なので、そこについてはちょっと難しいんじゃないかという、さまざまな意見がございます。それで、その部分にある意味、その議会のほうも力も借りながら判断をし、切り分けをしていただいて、その部分でまず法的にどこまでできる。その中で飯塚市としてどこまで飯塚市は、今ここまでだったらやれるとか、そういった部分を整理をしていただきたいというお話でございました。

そして、もう一点、（発言する者あり）申しわけありません。担当課に対する働きかけですが、秋口には確実に文書を持ってお願いに行ったと聞いております。要望書というような形で、同様な形の要望書を出させていただいてお話をさせていただいたと聞いております。

済みません、申しわけございません。要望書を出させていただいたと聞いておりますし、ぜひ、いろんな方とお話をさせていただきながらやっていきたいというふうなお願いをしていた。具体的には市長等とお話をさせていただきながら、この件についてお願いをしたいというお話を担当課のほうにお願いをしていたと聞いております。

○ 藤浦委員

やっぱり請願者の方々は、担当課、ここで言うなら市民経済部になってこようかと思えますけどね。そこのところでやっぱりさまざまな事情なりなんなりというのはきちんとお教えをいただけるわけでしょうから、個人情報につながるような部分等々もありましようから、その辺は、どこまでがどうっていうのは、よくわかりませんが、やはりきちんと把握をされておかれるというのが、この請願に向けては、やっぱり必要でなかろうかというふうに思います。

この表題と今、紹介議員さんが言われる行政ができ得る限りの尽力、できる限りのことをやってくさいということを我々投げかけられておりますので、我々としては、その線、どこをもって満足されるのかわかりませんが、そういった線でやっぱり協議をしていかならんというふうに思っております。

○ **江口議員**

請願者の皆様方も行政としてできる限りという線は大体どこなのかというのをぜひ議会の力を借りながら示していただき、また、そしてその部分の中でぜひ最大限のことをお願いをしたいというのが本意ではありますので、委員の言われるとおりにかと思えます。

○ **委員長**

ほかに紹介議員に対する質疑はございませんでしょうか。

(な し)

それでは、紹介議員に対する質疑を終結をいたします。

江口議員、本日はお忙しいところ、大変にありがとうございます。

それでは、次に、本請願全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ **岡部委員**

この請願の問題については、請願者にお尋ねをしておりましたように、問題は2つあると思うんですね。1つは、あの建物の問題、それから、もう一つは、この商業の振興という意味での問題、場所が同じところにあるもんですからね。それで、わかりやすいように分けてお尋ねをしたいんですけど、まず、あの建物の問題について先にお尋ねをいたします。

これは、あくまで1回倒産したビルですので民民であると。民事不介入ということは、行政上の立場っていうのは十分了解をしております。ただ、先ほど紹介議員にもお尋ねしておりましたように、一部、もう老朽化した施設の崩落の問題とか、あるいは、アスベストの飛散の問題とか、これは、商店街であろうと住宅街であろうと、同じような問題が発生してきておると私は理解しておるわけですが、その点については、行政側はどういうふうに解釈をし、現状を見ているのか、お尋ねをいたします。

○ **商工観光課長**

今のアスベストの関係も含めまして、顧問弁護士のほうには御相談に行かせていただいております。その中で先ほどからお話がありますように、民間の所有物であるということから、市が防災措置を講じる理由には当たらないのではないかなというふうな回答をいただいております。

○ **岡部委員**

私が最初に言いましたように、民民だから、その行政的には介入するには当たらないことは知ってるんですよ。ただ、問題は、その住民のその安心・安全という立場でいくと、これは、当然かかってくるんじゃないかということを前置きして私はお尋ねしたんですよ。その上で、どういう調査をされるのか、調査の必要はないと思われてるのか、まず、そこからお聞きします。

○ **経済部長**

以前、私も調査に行っております。本町商店街があそこのかぎを、俗に言う管理責任者のほうからお借りして保管してありましたので、それを借りて屋上までも上がっておりますし、中も拝見させていただいております。その時点でアスベスト、天井が崩れてアスベストがちょっと飛散している状態とか、まだ、その時点では台風の後でしたので、屋上等についてクリムターが倒れたと。それについて本町商店街のほうが上がって針金でとめて危なくないようにしてるとか、そういう状況のときにあの調査をさせていただいております。ただ最近、ここ一、二年、調査に行ったということはありません。

○ **岡部委員**

私が言ってるのは、そこんところが必要なんじゃないかなと。今回の請願のあくまでこの文書表見ておきますと、表題については、空洞化阻止というふうな形で出てるわけですね。ただ、文面を読んでみますと、これは、あくまで周辺住民の安全がどういうふうに守られるのかと。何とかしてくれというふうな形で書いてあるように見えるわけですね。ということになりますと、当然、建物の立ち退きがどうか何とかという問題じゃなくて、老朽化した建物から崩落というか、している現状をどういうふうに認識してあって、周辺住民に対してどういうふうな説明がなされているのかなというふうなことを私は感じるわけですよ。

先ほどお尋ねのあった議員からも出ておりましたが、確かに信販会社が持ってるのかというふうな話がありますので、具体的な話までいかんと思いますけど、そこんところの顧問弁護士なんかはどういうふうな判断をしてるのか、お尋ねをいたします。

○ **商工観光課長**

大丸の債権者等の件につきましても、顧問弁護士のほうに確認をいたしておりますけど、抵当権者等につきましては、建物の管理責任につきましてもないということでの回答をいただいております。

○ **委員長**

今のちょっと聞き取りにくかったんでもう一度。

○ **商工観光課長**

ただいまの御質問の件につきましても、顧問弁護士のほうに確認をいたしましたけれども、債権者につきましては、先ほどの防災等の分につきましては管理責任はないということで確認をしております。

○ **道祖委員**

市民の安全・安心という形から考えたら、その建物が、やはり市民の安全を脅かす可能性がある。すると行政としてはどういう働きかけができるんですか。物があるわけですよ、土地と物が。物があるから、その市民生活の安全を脅かす恐れがあるということですよ。じゃ、それに対して行政としては、どういう働きかけができるのか。

○ **商工観光課長**

このアスベストの関係でのいろいろな御相談を顧問弁護士のほうにはさせていただいておまして、なかなか行政あるいは、先ほどの債権者のほうからのものはなかなか難しいということでございますけど、そういったものがないようにということでの指導的なものはしていくべきではないかというふうに考えております。

○ **経済部長**

先ほど安全・安心についての市としてののですが、大丸商店破産しておりますので、個人の、当時社長さんですね。個人の方の顧問弁護士がおられますので、その方に債権者等に話しても管理責任ないということでございますので、当然、大丸商店の管理のもとに、そういう措置は行っていたきたいという話はさせていただいたことはございます。

○ **道祖委員**

もしこれが崩落して、どういう形で崩落するかっていうのはあれですけど、例えば、その通路のほうに、商店街の通路のほうに倒れかかってきて、たまたま歩きよった人に被害が出たと。そういう場合、それは、そういう被害を受けた人はだれを訴えればいいんですか。そのときに、今言った答弁では、その破産した人だから、別に被害が請求できないということになるんですか。それは、やはりだれかが所有権があって、管理責任があるということじゃないんですか。

○ **商工観光課長**

もしそういう状況になりますと、市のほうが清算人を立てた中で対応していくべきではないかというふうに考えております。（発言する者あり）

済みません。法律行為が必要になってきた場合には、再度、清算人を立てて協議をしていくべきではないかというふうに考えております。

○ 道祖委員

わかりますか。言ってることは、その管理責任というのは、どなたかがお持ちなんですよ。だから、当然それは固定資産税とか、そういう破産しておろうが、してなかろうが、その住居に対する税金は課税してるわけでしょう。だから、それは支払責任が生じるんでしょう。全くあそこは無税ですか、課税対象でしょう。課税対象であれば、その税金を払う人がいるわけでしょう。その人が管理責任者ということになるんじゃないですか。だから、道歩いてて、あの建物が道に倒れかかってきて被害を受けたと。そしたら、被害を受けた人は、その人を訴えざるを得ないんじゃないですか。端的に言えば、そういうことになるんじゃないですか。であるならば、こういう陳情、僕が言ってることがそのとおりだとするならば、そのとおりだということで答弁してください。そして、そうであるならば、市はその人に対してこういう要望が出てますので、請願が出てますからお願いしますと、何らかの対処をお願いしますと。なぜならば、市民の生命と財産を守るのは行政の役目でしょう。だから、そういう働きかけは過去どうやってきたのか、今後どうするのかという問題になってくるわけでしょう。違います。

○ 商工観光課長

現在の管理責任者につきましては、登記上から見ますと破産管理人が解散しておりますので、株式会社大丸商店となっております。先ほどから申しておりますように、何らかの法律行為が必要となる場合につきましては、株式会社大丸商店が破産して実態がありませんので清算人を立てて行う必要があるのではないかというふうに思っております。

○ 道祖委員

であるならば、そういう形になるならば、そういう形の人にきちっと話をして、こういう要望が出ると、心配だと、話をされたことがあるのかどうか。話をしようとするのか、その辺の考えはどうなんですか。

心配なのは、こういうものが出てきて、物が出てきて、事故があったと、あったときに、その市は何もしてなかったよという話にはならんのではないかと危惧するわけですよ。やはりこういうものが出てきたら、そういう法的な対応者がおるならば、それに対して、その方に対してこの内容について、やはりお願いする、対応をお願いするという形になっていくんじゃないですか。そして、もしくは、じゃその人たちがその土地、建物の管理を今後どういうふうに考えておるのかという問題にもなっていくんではないんですか。

○ 経済部長

先ほど商工観光課長が答弁しましたが、我々債権者のほうにも清算人を立てて管理してもらうにしても、そこに持っていくまでに債権者あたりが債権放棄してもらわなくちゃなかなか話が持って行きにくいとか、いろいろございますので、債権者に対して債権放棄をしていただけないかというような相談はさせていただいております。ただ、顧問弁護士のほうにも相談いたしましたけど、清算人については、解散した破産管財人とか、それから、旧大丸の取り締まりの方とか、そういう方をお願いしたらどうかと。ただし、お願いする場合には、当然市が何をしたいのか、何をするのか、そういうのを計画を固めてから持っていかなくちゃなかなか清算人にはなっていただけないよというようなこともお話いただいておりますので、そういう中で現在、先ほどから出ております中心市街地活性化基本計画の策定の中でもそういうのを頭に入れながら動いているというような状況でございます。

○ 道祖委員

私は、その住民の安心ということ、安全ということでおっしゃるわけですけど、今、その商店街の活性化、再開発の話を部長がされましたけど、そういうふうになったときは、市は、じゃ市がその解体とか撤去とかいうのが、市はできないわけでしょう、あくまでも市民だからと

いうことで。その計画を持って行ったときに市が協力をお願いするというだけの話ですか。それとも費用が発生するんですか。

○ **経済部長**

市がそこを取得するとか、そういうことじゃなくて、今、現在中心市街地活性化基本計画を策定をしている中で、あの丸跡地がどのような活用をすべきなのか。そういうことの中から、例えば、あの市が取得してするのか。それとも商店街が取得してするのか。そういうものを含めて現在、検討中でございますので、市が取得してどうのこうのということの結論が出てるわけではございません。

○ **森山委員**

ちょっと単純なことを先聞こうね。これも裁判とか市がせにゃいけんとかいう話になってるけど、本当は行政が向こうに指導せにゃいけんちゃろう、一番最初は、そうやろう。そのときに、今、道祖委員のお話聞いたら、行政がやらなきゃいけないという一方的な、僕の考え方違うから。逆に行政がこういう形になってるからって御指導せにゃいけんわけですよ、指導をまず。その中にさっき、じゃちょっと聞きたいんですけど、債権者の許しをもらわんにゃいけんて、債権者がこのくらいの価格でとったときは、これは債権者の許しをもらわんにゃ扱えんちゃないと、法律的に。じゃどうなってます。

○ **商工観光課長**

今、議員言われますとおり、債権者の承諾がないとできないようになっております。

○ **森山委員**

そうすると、この問題が、債権者のほうも第一条件せんことには、商店街の方々もそこ多分おわかりだろうと思う。せっぱ詰まってこっちに投げかけるだろうと思うけれども、法律的にこれは民民の話ならいいけれども、行政とこういう形だから、ちょっと民民の置きかえて話ができないと僕思ってます。逆でしょう。だから、逆にこういうのが上がるならば、行政のほう商店がさっきも聞きました。商店街がどこまでやって、うちじゃどこまでできるんかちゅうのが、僕は逆と思う。我々は債権者とどこまで話しました。ここまでしました。だから、この部分が足らんと思うか、この部分を行政としてどこまで御協力いただけますちゅうのが、僕は、官と民の仕事と思う。今、同僚委員の言われたのは民民の話ですわ。

だから、債権者が、もう一遍言います。債権者余計出さんと、このテーブル扱えんとでしよう、結局。さっき部長が言ったこと。放棄してもらうのか、どうしていただくのか。まず、そこから、やっぱりちょっと申しわけないけど、僕らも勉強させてもらわにゃいけんと思うけれども、そういうものをじっくりお話せんと、この問題については、なかなか我々がつば飛ばしてわあわあわあわあ、するとかせんとかいう問題じゃ僕はないと思っております。

○ **吉田委員**

先ほどから皆さんの意見を聞いておりまして、まだ、何にも進んでないじゃないですか。もう何にもまだわかってないのに、最初から飯塚市が云々ちゅうのは、私はもうおかしいんじゃないかなと思ひまして、債権者とかいろいろ話し合っ、第一に聞きたいんですけど、大体、債権者はどこどこが債権者なんですか。そういう話も何もできとらんで飯塚市がどうかしてくれじゃ、そこといろいろいろいろ話が進んで、1、2進んで、3つ目か4つ目に飯塚市に来るんだったらあれなんですけど、最初から飯塚市にあんた、何も、すべて何にもわかってないじゃないですか。今、破産管財人は、大体どこがなってるんですか。そして、債権者は、どこどこどこどこがあるんですか。まず、ちょっとお聞きします。弁護士に相談されたという意見でしたけど、現在この債権者はどこどこどこどこというところがあるんですか。ちょっと教えてください。そういうところと話も何にも、こういう話がいつてないで、最初から飯塚市に協力云々ちゅうのはおかしいんじゃないかなと思うから、まず、ちょっと第一番目に債権者はどういところがあるか教えてください。

○ 商工観光課長

まず、債権者でございますけれども、登記簿謄本上では、三洋信販債権回収株式会社、それから、エルエルアイディーディーエフ・インベストメンツ・アイルランドビル、外資系の債権会社が入っております。それから、県の保証協会が債権者として入っております。

○ 吉田委員

そういうところに、この今商店街あたりが何度かこういうお話されたんですかね。それと、ちょっと聞きたいんですけど、いいですか。この今も自己破産みたい、会社が破産してますよね。そして、今債権者は今3つほど教えていただきましたけど、今後、破産した状態で、もうほったらかし状態になってますけど、この債権者と今後所有権の問題は、今後どうなっていく予定なんですか。債権者と今後の所有権の問題は、どんな手はずで進んでいくんですか。こういう話も何にも結論が出てないで、飯塚市が解体しろとか、どうせよとかできるわけじゃないですか。だから、今の法的な問題は今後どうなる予定なんですか。こういうことこそ、弁護士に聞かにかいのかのじゃないですか、顧問弁護士に。ちょっと教えてください。その債権者と今後の所有権の関係、今後どうなっていくのか。

○ 商工観光課長

所有権につきましては、先ほどから申し上げておりますように、株式会社大丸商店が所有者でございます。債権者につきましては、先ほどから申しておりますように、管理責任等につきましては、顧問弁護士にも確認しましたが、ありません。この大丸につきましては、6回ほどの競売が平成12年からされておりますけれども、落札者がなく、現状のままというふうになっております。

○ 吉田委員

それを聞きよるんですよ。今後、何にも進展しないで、このまんまの状態だったら、法的にどうなっていくんですかと。10年後も20年後も、もうこのまんまなんですか。それなのに飯塚市が何も進んでないで、解体とか、どうのこうのとか言ったってできるわけじゃないでしょう、もう。だから、こういう場合は、法的に今後どうなっていくべきなんですか。それをちょっと聞きたいんですよ。

○ 道祖委員

その安心・安全ということで、その被害が出たときのことを確認しました。今後、この商店街の一番大事なのは、市として商店街の位置づけですよ。どういうふうに、やっぱり大丸の跡地を活用して、何らかの形で商店街の活性化を図るとするならば、いや、市が買うとか、そういう話じゃなくても位置づけをどうするのか。まちづくりの中で、商店街を。そのときに必要なか必要じゃないのかという話になってくると思いますよね。絵のかき方はいろいろありますよね。それを主体となってるのが市なのか、商店街なのか、一緒になってやっていくのか。その先ほどの部長の答弁では、そういうものが絵ができれば、働きかけがやっていくことも可能だというような答弁だったと思いますけれど、じゃ、できるとするならば、どういう位置づけで商店街のこの活性化についてどういうふうに考えていくかになってくるんじゃないかと思うんですよ。だから、その辺の計画は、今からなのか。今話し合われてて、どれぐらいのめどでやっていけるのかとか、そういうことになってくるんじゃないかと思うんですけどね。どうなんですか。

○ 吉田委員

今、道祖君の言われることもよくわかるんですけどね。私が債権者だったら、飯塚市の絵とか計画とかいうのを本当は期待してます。飯塚市がやってくれば、こんなに得することないんですよ。だから、今、市長、金がない金がないとおっしゃってるじゃないですか、1年じゅう、飯塚市は。何もかも削減削減で、金がないで、第2の夕張て言ってるじゃないですか。それなのに、こんなはっきり何もできないことを飯塚市が絵を描く、何か方針を出す。そして

ら、それに見合うような解体とかなんとかで協力してくれるんじゃないかな。ああいう建物簡単に解体とか、きちっとしてくれればち言いますけど、これは、相当な莫大な金額が、普通の家を、小さい家を解体するでも今200万円かかるんですよ。まして、ああいうところをしたら、このごろそこを飯塚市役所の向こうに古谷金物店がありましたね。そこミニストップができてますね。その横のビル、生命保険、三井生命がありました。このビルが、もう売却になって、どこが買わっしゃったか知りませんが、どちらかが買わっしゃって、買わっしゃったときに、これは固有名詞出したらいかん。あるところは、話が行ったそうです。そしたら、解体費用が1千万円かかるからあのビルそのまま買っても2千万円、3千万円としましたら、解体費用が更地にする場合は1千万円かかるから買い切らんちゅうことで断られた話知ってるんですよ。ああいうとでも1千万円かかるんですよ。そしたら、恐らく私、ど素人だからわからないけれども、飯塚大丸さんあたりを解体すれば、恐らく物すごい金額がかかるんじゃないかなと思う。下手したら1億円ぐらいかかるんじゃないかなと思うんですよ。5千万円は絶対下らん。そういう金が飯塚市長は、金がない、金がないて、1年じゅう言ってこられたのに、できるわけないでしょう、あなた。1億円も近い金が。（発言する者あり）

いや、だからね、債権者にこの話が全然行ってないやないですか。債権者あたりに最初に話すべきでしょう、もう。そして、債権者から話があって、それから、飯塚市に御協力いただけるなら、ただ、解体して、きれいになれば、向こうは手出ししないであの物件が向こうのものになるんですよ。飯塚市は、まだ計画を、商業の活性化を進めるだけなんです。飯塚市にはただで工事に加勢してやるだけじゃないですか。だから、そういう話は、市長、どういうお考えなんですか、こういうのは我々議会に出てきて、どういうお考えなんですか。ちょっと市長、お願いします。市長のお気持ちを。

○ 岡部委員

私が、一番最初からお尋ねをしようとしたのは、この建物壊し賃が何ぼだとか何とかちゅうところの話まで行ってないんですよ。簡単に言うと、これがどこか片島あたりの建物で、一つ大丸が建ってたらこんな問題にはならないんですよ。要は、問題になったのは、中心市街地の中心商店街の真ん中に長年放置してあるということが問題になったわけですよ。だから、それを壊すために、どげん金がかかるとか、かからんとか。だけどこの文章の中には、壊してくれとか、金出してくれとかいうことは具体的には明記してないわけですよ。

私が、行政のほうに本来言うたら順序立ててお尋ねしたかったのは、要するに今度上本町で焼きましたよね、大規模火災がありましたよ。大きな空き地が今でき上がって、ベニヤ板でぎって張ってある。そしたら、そのところにお金の残っちゃる方、あるいは火災保険をもらった方だけが3軒か4軒か、今建物をぼつんぼつんと関連性のないような建物で建てていかれよるわけですよ。そしたら、うちは、長いこと商都飯塚ということで、あの本町、東町を大分使ってきたんですよ。今ごろ学園都市とかいうふうな話もまじってきましたけど。その要するに中心市街地の真ん中に中本町にたまたま大丸ちゅうのがあって、そこが倒産して長いこと放置されて、だから、私は住民サイドに立ったときの問題も言っていましたけど、本来私が言いたかったのは、そういったふうな空き地がただでさえ空洞化している部分の中にぽかんとできてる。そしたら、今度は火事になってまたぽかんとできてる。どっちも民民ですよ。民民のもんだったら、行政は手を出さなくて済むのか済まないのかっていうことまで話を聞いたかったわけですよ。僕はそこそこだけ市長さんをお願いして、その手法の問題ですよ。お金は出せんなら出せんち言えがいいんですよ。それはもうここまで出してもらうたら、あとは行政的な補助金を何とか探しますとかいう話であって、それはそれでいいと思うけど、このまんまの状態にしちよってまちづくりっていうのはできるんですかっていうことだけはお尋ねしたかったと思います。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:07

再 開 11:40

委員会を再開いたします。

○ 市長

請願に関しまして、我々としても先ほど討論がございましたから中身はお話ししませんが、債権者に対してこの請願がグッドタイミングといえますか、きりのいいときでございますので、前にうちの部長も何度か債権者のほうにはお話しに行ったんですけども、明確な回答も得られてないもんですから、これを機にもう一度債権者のほうに当たりまして回答をもらった後に、また皆様に報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 委員長

お諮りいたします。本請願は、慎重に審査するということで継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「オートレースの運営について」を議題といたします。

平成20年度売上額及び入場者の状況、ジャパンネット銀行、JNBの導入、電話投票、Wマイルサービスの導入、競争場中央食堂改修工事及び場外発売所の経過について、執行部の説明を求めます。

○ 事業管理課長

平成20年度売上額及び入場者の状況について御説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております平成19、20年度売上額及び入場者比較表に基づき、平成21年1月19日まで72日間の状況につきまして御説明をいたします。

売上額は、全場で約133億463万円、平成19年度と比較しますと、現時点で開催日数が3日少ないですが、約14億5,839万円、率にしまして9.9%の売り上げ減となっております。入場者は26万5,632人で、平成19年度と比較しますと、4万6,525人の減、率にしまして14.9%の減となっております。

ちなみに、小計の下段に記載しております1日平均の売り上げは20年度、約1億8,479万円、19年度、約1億9,684万円で、前年度比約1,205万円、6.1%の減及び本場入場者数の1日平均は20年度、約3,689人、19年度、4,162人で、前年度比約473人、11.4%の減となっております。

20年度収支状況につきまして、今までのところ、ガソリン価格に代表される物価の高騰やアメリカ発の金融危機の影響等により本場、場外とも売り上げは下がってきております。このような状況から、昨年度と同様の収益は期待できないものと考えております。

次に、ジャパンネット銀行の導入について、現在、オートレース売り上げにおける電話投票の売り上げに占める割合が高まっている中、特に、INET投票のイーバンク銀行取り扱いの売り上げが著しく増加している状況があります。この車券購入の方法をさらに充実、向上させるため、オートレース業界として他の公営競技でイーバンク銀行同等以上の導入実績を持つジャパンネット銀行を平成21年4月1日から導入する予定になっております。導入することによって、ファンの利便性の向上と選択肢の拡大、他競技からの取り込み及び電話投票売り上げの活性化が図られるものと考えております。

続きまして、電話投票Wマイルサービスの導入について御説明をいたします。

このWマイルサービスというのは、平成21年度から電話投票により飯塚オートの投票券を購入するファンにマイルというポイントをサービスするものであります。オート業界では初めての試みであります。ちなみに千円の購入金額で配当金1万円を受け取った場合を仮定いた

しますと、それぞれに0.5%ずつのマイルのポイントを提供することから、これをマイルに換算すると購入金額に対しましては5マイル、配当金額に対しては50マイルとなり、購入者は合わせて55マイルを獲得したことになります。多く投票券を購入して大きな配当を受け取るマイルがたくさんたまるとなるシステムになっております。したがって、このWマイルサービスの導入により、個人の射幸心を向上させ、購入単価が増額し、オートレースの電話投票会員をマイル会員として増加させるとともに、ジャパンネット銀行を導入している他競技と同様なサービスをすることで同銀行の会員を飯塚オートに引きつけ、ファン拡大を実現することができ、さらには、本場にも匹敵する車券購入をしている電話投票会員へのサービス向上にもつながると考えて今回実施することにいたしました。

競争場中央食堂改修工事について御説明いたします。

収支改善計画に……（発言する者あり）

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:46

再 開 11:47

委員会を再開いたします。

○ 事業管理課長

申しわけございません。説明を続けさせていただきます。

4番目でございます。競争場中央食堂改修工事について御説明いたします。

収支改善計画に基づきます中央食堂の改修工事につきましては、1月27日に入札が終了いたしました。関係経費といたしましては、総額約3,400万円で、工期は3月末日となっております。主な改修内容につきましては、入り口の壁面の改修と自動ドアの設置、室内は天井をより高く、フロアは明るくきれいにした中で、立ち食いうどんコーナーと畳の間及びファストフードコーナーなどを設置し、さらには、清潔なトイレに改修を行います。

今後は、ファンに親しまれる食堂として生まれ変わり、ファンの望むメニュー等の充実でサービスを図り、オートレースの活性化につながるように社会普及協議会に努力をしていきたいと考えております。

次に、場外発売場の経過について御説明を申し上げます。

まず、1点目でございます。霧島市場外発売所、場外発売所の設置推進の状況について御説明いたします。

現在、飯塚オートでは、霧島市に場外発売所の設置計画を推進いたしております。この霧島市は、国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町の1市6町が平成17年11月に合併してできたまちで、鹿児島県のほぼ中央に位置し、北部は国立公園である霧島連山を有し、南部は広大な平野部が鹿児島湾に設置、湾に浮かぶ雄大な桜島を望むところがございます。

お手元に配付いたしております霧島市場外発売所設置予定位置図の右下のほうに予定個所を設けております。霧島市は、面積は約604km²、人口は約12万8千人の観光都市ですが、産業は黒酢、しょうちゅう、黒豚の特産品でも有名ですが、京セラ及びソニーの大手企業が誘致されているところでございます。

今回の設置予定個所につきましては、今、御説明いたしました配付しております資料に基づきます右下のほう、霧島市の南西部の敷根地区というところで、鹿児島市の中心部から高速道路を利用してまいりますとおよそ40分のところでございます。この地区におきまして、昨年末に2度ほど地元説明会を行いまして、オートレース事業場外発売所設置のメリット等を説明してまいりました。

地元からは、特に設置に対して反対の意見はございませんでしたが、設置をする際としての

要望が出されました。その主なものといたしましては、付近の交通安全対策、周辺地域の開発と活性化、コミュニティーの場としての利用、送迎バスの利用などが出され、関係者との協議をした上で、設置者ができるだけの対応はするというような内容で円満な会議でございました。

その後、1月28日に地区住民から霧島市長に場外発売所設置の推進要望書が提出されたところでございます。今後につきましては、条件の整備が整えば認可申請を九州経済産業局を経由して本省に提出する運びとなる予定でございます。

南九州市場外発売所11月の委員会で報告いたしました南九州市の件につきましては、現在、地区住民の同意を得るため、地元との協議を重ねている段階でございます。この主な内容は、雨水の流末、また、この物件につきましては、土地の買収が必要ですので、その内諾をいただくための協議をしているところで、認可申請にはもう少し時間がかかるものと思っております。

簡単でございますが、説明を終わります。

○ **委員長**

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含めて全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

○ **道祖委員**

森山議員から質問というか、委員会中断して意見が出ておりましたけど、資料要求いたします。今説明した内容のものについて資料要求をしますけど、資料は出せるんですか。

○ **委員長**

執行部にお尋ねしますが、ただいま道祖委員から要求のっております資料は提出することができますでしょうか。

○ **事業管理課長**

資料と申しますのは、先ほど申されましたWマイルの資料でございましょうか。

○ **道祖委員**

今だらだらだらだと4点か5点説明したじゃないですか、銀行の件やら。銀行の件もあったでしょう、マイルの話もあったでしょう。食堂もあったでしょう。霧島のやつはここありますよ。だけど霧島、口頭で説明されましたけど、これが認可になっていく可能性が強くなってきたんでしょう。であるならば、この設置予定場所というこの霧島市の人口とか、周辺人口のそのあり方、当然マーケティングというやつはやっておるはずなんで、その人口がどれぐらいの範囲でどういう人たちがおるとか、何かやっぱりつくる以上は皆あなた方が言ったことは、その集約、要は売り上げを伸ばすために努力してるわけでしょう。であるなら、否定はしないんですよ、努力されてるから。こんな努力をしてるんだということをやはり口頭だけじゃなくて、見せてもらわないと、例えば、新聞の方が来てるのに、あなたが言った内容以外のものがあした新聞の記事に載ったりしたら、僕ら委員会で何をやったんだというような話になるじゃないですか。せめてやりよることは一生懸命やってるんだから、資料はやっぱそういうものを出さな、出すべきだと思いますよ。あるんでしょう、手元に資料は、当然。

○ **委員長**

暫時休憩します。

休 憩 11:55

再 開 13:01

委員会を再開いたします。

ただいま道祖委員から要求のありました資料については、要求することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

○ **事業管理課長**

要求があった資料に対しましては、提出をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ **委員長**

資料の用意ができておりますので、事務局に配付をさせます。

それでは、質疑を許します。

○ **藤浦委員**

せっかく出していただきましたんで、皆さんを代表して聞きたいと思います。

この資料の中にあるのかどうか、ちょっとわかりません、まだ、ざっと今いただいたばかりですのでね。銀行、それから、銀行の導入ですか。これにないのが、ああここにあった、マイル、その先ほど口頭で御説明があったときに、具体的にマイルがたまりますとどうなるのか。そのマイルで何かサービスが受けられるわけでしょう。キティちゃん人形がもらえとか。その1点だけが私としてはひっかかったんです。

○ **事業管理課長**

御説明申し上げます。

今、カラー刷りの資料をお渡ししておりますけれども、その中、中央ほどにあります。そこに、要はマイルをためるということなんですけれども、購入マイルと的中マイルというのが真ん中にあると思います。これに0.5%ずつを皆さんにお返ししますということですので、千円で購入した場合に5円返ってくると。それから、もしその千円で1万円当たったとしましたら0.5%ですので50円、合わせて55マイル、55円がたまるわけですが、その55円を現金でキャッシュバックして、さらにまたそれでレースを買ってもらおうというような仕組みでございます。

それで、現金をキャッシュバックいたしますので、そのまま本人の口座に入るような形になると。

○ **委員長**

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件はさらに本件を掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「観光行政について」を議題といたします。

飯塚市の観光行政について執行部の説明を求めます。

○ **商工観光課長**

飯塚市の観光行政について報告をさせていただきます。

昨年11月23日から30日まで、観光協会、商工会議所と連携を図り、飯塚市への観光客の誘客のため、紅葉の美しい麻生大浦荘の一般公開を実施し、旧伊藤邸、嘉穂劇場等々の回遊を図りました。この間の入館者数は、麻生大浦荘23,010人、旧伊藤邸13,653人でありました。また、1月3日から12日まで旧伊藤邸及び飯塚市歴史資料館において白蓮と村岡花子の企画展を開催し、特に、1月11日には村岡花子の孫でライターの村岡恵理氏を招き、コミュニティセンターにおいて講演会を開催いたしました。

現在、旧伊藤邸を中心に観光振興に努めているところでありますが、昨年末、平成19年の福岡県の観光入込客数が対前年比2.3%の増と公表されました。この観光客の増の要因として、旧伊藤邸の一般公開が上げられておりました。引き続き観光振興に努め、本市への観光客の集客に努めたいと考えております。

なお、2月7日から3月3日まで、筑前いいづか雛のまつりを開催し、市内のにぎわいを創出したいと考えております。同時に旧伊藤邸においてもひな祭りを開催し、市内への観光客の

誘客に努めていきたいと考えております。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含めまして全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 道祖委員

今2月7日から雛のまつりがあるということでした。きのう新飯塚駅に行きました。雛のまつりの看板が階段上がったところ、要はホームから上がったところにあったわけですけど、その移動式の看板だと思うんですけどね。地図の前に置いとるんですよ。市内案内板の前にその雛のまつりがぼんと。だから地図が見えない。何でそういうことを細かく見ておかない、やらないのかなど。いつも言うんですけど、お客様のため、細かいかもわかんないけどね。

課長にお聞きしますけれど、新飯塚駅から今度は会場は大浦荘も当然でしょうけれど、コスモスコモンも会場になりますよね。それで、商店街のほうに今度は橋もきれいになったから、駅おりて大浦荘を見る、歴史資料館を見る。そして、それから、商店街のほうに歩いていく可能性がありますよね。当然、橋もきれいになったから。気がついたんですけど、全く関係ないのかもわかりませんですよ。商工会議所の皆さん方、経済部の方は関係ないかもわかりませんが、新飯塚の飯塚病院の前にバス停があります。バス停にはバスの利用客のいすがあるわけですが、あの歩道上にいすがあるんです。それは、いすがあるんですけど、恐らくいすだったんだろうと思うんですけど、それが朽ちてるんです。お客さんが来るとき、そういうのがあるというのが美観的にどうかなど、そういうことでお尋ねするんですけど、課長は会場から会場まで歩いたことがあるのか。事前にチェックすべきじゃないかと思いますけど、どう思います。

○ 商工観光課長

すべてのコースを歩いたわけではありませんけど、商店街の中のひな祭り会場等につきましては、昨年から歩いた中で確認しておりますけど、今言われたところの分については、新飯塚駅前から会場まで歩いて確認というのは行っておりません。

大変多くの方に2月7日から観光客の方、来ていただいておりますので、市挙げての祭りの体制ということで、駅には案内をする職員を配置したりいろいろなものにつきましては対応させていただきたいというふうに考えております。

○ 道祖委員

メイン会場とメイン会場を結ぶ間は、車で移動する可能性もありますけど、新飯塚の商店街の中で見ますと、結構な数のかたが歩いてるんですよ。歩きながらまちの評判を話しながら、ああこの商店街通って歩くのとか、寂れてるなとかいうようなことをしゃべりながら歩いてるんですよ。だから、せっかくお客さんが来たら、橋もきれいになったことだし、歩道もきれいなんだから、もう少し気配りをすべきだと思いますので、一度チェックだけはやってください。

それは、お願いいたします。

続けていいですか。せんだって、内野に行きました。内野に行きましたけど、長崎屋ですかね。あれを観光資源として使うならば、もう少し手を入れなくてはいけないんじゃないかと思っていますけど、その点についてどうお考えなのか、お尋ねいたします。

○ 商工観光課長

飯塚市の観光につきましては、市内の滞在時間を、観光客の市内の滞在時間を延ばしたいということで、特に内野のほうにつきましては、長崎街道の内野宿ということで、今後、今、当地長崎屋において、現在も観光客が来られたら休憩施設として利用しておりますけれども、今年度施設内を整備いたしまして、施設内での食事の提供等を行いながら、飯塚市、特に、旧伊藤邸に來られたお客様について、内野のほうに誘客を進めたいというふうに考えております。

あわせて、当地には、ふれあい館といって、以前は生涯学習施設がございましたけれど

も、内野の紹介をする施設として展示館ということで、今回同じように改修をした中でお客様の誘客を内野のほうにもしていきたいということで考えております。

○ 道祖委員

委員会、経済委員会になって、あそこを視察いたしました。そのときに、見て庭が荒れてるから、庭をやっぱきれいになくちゃいけないなっていう話をした記憶があるんですけど、けど、あれから2年近くたつわけですけど、庭は何も手入れされてないような気がします。そして、トイレの美観、それと、旧伊藤伝右衛門邸は、きれいですよね。意外と見た目が色彩とか、そういうのが統一されてますけど、長崎屋は、黒い床板、黒いちゅうたら、古い床板に対して補修をかけたところは白木ですよね。それと、トイレの扉、そして、2階の押し入れの扉、こういうものがやっぱ統一されてないから、お客さんを連れて行ったとき、旧伊藤伝右衛門邸は、きれいだけど、ここは何なのっていうふうな感じを受けるんじゃないかと思いますが、そういう改善というか、整備に対しては取り組まれるんですか。

○ 商工観光課長

内野の長崎屋につきましては、平成15年度に地元の方の寄附で過疎債を使って改修を行っていた経緯がございます。トイレ等につきましても、当時、協議をした中で整備をされているということでございますけど、今言われますように、庭の整備、それから、2階のところの補修のところにつきましては、先日一緒に現地確認いたしまして、そこらあたりにつきましては、一度過疎債を使って改修できるかどうかというところは今後またちょっと調査をしたいと思いますが、美観の問題等もございますので、何らかの対応ができればというふうに考えております。

それから、庭につきましても、現在、地域の住民で組織されております内野地域の活性化推進会議というのがございまして、そこと協議をしながら庭の手入れのほうにつきましても進めてまいりたいというふうに考えておりますので御理解お願いいたします。

○ 道祖委員

飯塚市観光振興基本計画書が昨年の3月に出されて、ここにプロジェクトの内容が記載され、それについて10年間かけて整備していくっていうふうになってます。そして、重点地区における観光拠点施設の充実という内容があって、それは、1年目から10年間かけてやっていくというふうになってますけれども、内野の宿を長崎屋と、もう一つ資料館ですかね。その2つだけをきれいにすればあそこは観光資源というふうになると思ってるんでしょうか。

○ 商工観光課長

ちょっと先ほども申しましたように、この内野につきましては、長崎街道をメインに宿場町ということで、そういう長崎街道の町歩き、それから、自然を生かした町歩きといったところに魅力があらうかというふうに思っております。決して長崎屋、それから、展示館だけを整備すればいいというふうな考えを持っておりませんけど、現在、市の施設ということでもございますので、それ以外の分につきましては、先ほど言いました内野地域の活性化推進会議等、いろいろ協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○ 道祖委員

あそこにJAの建物がありますよね。コンクリートの建物があって、それから、冷水に向かって約100mかそこいらが一番景観としては面影があるというか、白壁があって、宿の面影が強いところだと思うんですね。しかし、あのプレハブが建ってたり、新しい建物が建ってたりするわけですけど、内野の人とお話ししながら進めていくということは、それはそれなりに結構なんですけれども、やはりあそこを観光拠点とするならば、景観条例なり、何mかその区間、100mなり200mなりでもいいから景観条例かそういうものを制定し、そして、外観だけでもやっぱり宿らしい昔の面影という、その観光客が来たときのイメージにそぐうような、やはり整備というものをしていかないと、今のままじゃちょっと余りにもお粗末ではない

かと思いますが、その辺はどういうふうにお考えになります。

○ **商工観光課長**

繰り返しの答弁になりますけど、景観条例等ができればよろしいかと思いますが、まず、地域の方たちの御協力等々がないことには、いろいろそういったところの分の景観的なものもできないかというふうに考えておりますので、せっかく今現在でも昨年、パンフレットだけでも３千人ほどの方が来られておりますので、今、議員の御指摘の部分につきましては、十分検討させていただきたいというふうに考えております。

○ **道祖委員**

飯塚市の場合、施設が集中して集まってるわけじゃないんで、観光客をやっぱり滞在させるっていうのは難しい面があると思うんですけど、やはりイメージをよくしないとだめだと思うんですね。期待に観光客が期待してきてるのに何だというふうにならないように検討していただくということでございますので、できれば行政のほうでこんな絵をかくんだというようなものが先にあれば、そういうものを描いて、そして、地元と話し合っていくというようなことをやっていただかないと、ただ、地元が地元がと言ってる、地元の人を、前も言いましたけど、地元の人にすりゃ迷惑な話かもわかんないですよ。その点考えて、やはり行政はやるというならばきちっとイメージを書いて示しながら協力を求めていく必要があると思いますので、よろしく御検討いただきますようお願いいたします。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。執行部から案件に記載の４件について報告したい旨の申し出がありますが、報告を受けることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「緊急経済対策における年末の対応について」の報告を求めます。

○ **商工観光課長**

緊急経済対策におけます年末の対応について報告をさせていただきます。

緊急経済対策及び緊急雇用対策等相談窓口を年末の１２月２７日土曜日、２９日月曜日、３０日火曜日に開設をいたしました。緊急経済対策では、国、県が行っている緊急保証制度に係る市町村長の認定を受ける必要があることから、資金繰りに苦慮されている事業者に対し迅速な対応のため窓口を開設しました。

年末の３日間で相談に来られました事業者が１５名で、うち１０名の方が申請書を提出されました。なお、１０月の３１日から受け付け業務を行っておりますが、２月２日現在で５３９件の申請受け付けを行っております。

また、緊急雇用対策等にかかわる相談は、市内在住の非正規従業員の方で平成２０年１０月以降に雇用先の都合で雇用契約を解除、解雇された方を対象に臨時職員雇用事業、市営住宅貸付事業の受け付けを行いました。年末の３日間で雇用の相談に来られた方は３名で、うち１名の方が１月の６日から臨時職員として勤務をされております。

なお、市営住宅貸し付けに対する相談はありませんでした。

１２月の２４日から受け付けを開始しておりますが、２月２日までの臨時職員雇用事業の相談が１１名、うち市内の方が９名、市外の方が２名でございます。うち先ほどの年末の方と合

わせまして3名の方が決定して臨時職員として働いていただいております。

なお、市営住宅の貸付事業の相談のほうはございませんでした。

以上、簡単でございますけど、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので御了承願います。

次に、「飯塚地域合同会社説明会の開催について」の報告を求めます。

○ 産学振興課長

お手元に合同会社説明会実施概要並びに開催案内チラシを配付させていただいておりますのでごらんいただきたいと思います。

飯塚市内の3大学等で学んでいる優秀な人材を飯塚地域にとどめるとともに、地場企業においてさらなる技術高度化や新規事業開拓などで活躍してもらうことなどを目的といたしまして、飯塚地域合同会社説明会を平成21年2月21日土曜日13時30分から飯塚総合会館において開催いたします。

当日は、3大学出身者や企業の人事担当者による講演を行った後、各ブースで個別の会社説明を行う予定でございます。現在のところ参加企業は28社となっております。実施概要の詳細の内容の説明は省略させていただきますが、説明会の開催案内チラシの一番下に記載しておりますように、主催団体は、飯塚市を初め各大学、各大学の学生自治会、産業団体など19団体、後援団体は産業支援団体など4団体でございます。なお、これから企業と学生の交流も促進していきたいということから、大学生は1年生から参加できることにいたしております。

続きまして、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。この合同会社説明会の関連イベントといたしまして、企業の採用力と組織能力向上のためのセミナーを福岡県雇用対策協会や県などと共催いたしまして、2月5日木曜日13時30分から近畿大学産業理工学部において開催いたします。このセミナーの中では出席企業と市内3大学の就職の担当の方との意見交歓会も行うことにいたしております。詳細な説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので御了承願います。

次に、「ごみ7分別等の説明会について」の報告を求めます。

○ 環境整備課長

ごみ7分別等の説明会について御報告いたします。

現在、穂波、筑豊、庄内、潁田地区の140自治会で1月13日から3月17日までの間、住民説明会を実施することといたしております。説明会の主な内容は、従来のごみ4分別から7分別への変更により新たに生じる資源物等の内容と搬出方法の説明、ごみ収集の週休2日制及び祝日収集の実施に伴います収集日の変更の説明、ごみ指定袋等の料金変更及び変更に伴います従来のごみ袋の取り扱いの説明の3点でございます。

説明会は職員3名を1組といたしまして1月30日までに実施しました53自治会での説明会への住民参加状況は1,656人で、平成20年12月末時点の世帯数から見ますと平均参加率は約20%となっております。

説明会の質疑におきましては、ごみ袋の値上げの理由や分別方法への質問にとどまらず、環境問題への貴重な御意見、御要望、また御提案も多数いただき、報告書として作成しております。

すので、説明会がすべて終わり次第取りまとめを行う予定といたしております。

また、資源物等の排出拠点となります拠点収納ボックスにつきましても、早急に設置すべく設置箇所が確定いたしました筑豊、潁田地区から既に発注作業に入っておるところでございます。

飯塚地区におきます自治会説明会は、飯塚地区が既に7分別を実施していることから、また、祝日収集の実施以外に収集日の変更がないことなどから、校区単位の説明会とさせていただき、ごみ袋の料金変更及び祝日収集の実施の啓発を行う予定といたしております。

また、自治会説明会以外での周知広報といたしましては、12月議会終了後、市のホームページにおいて周知広報を行い、1月15日には隣組回覧のチラシを配付し、市報への掲載につきましては2月1日号紙面において周知広報を行っているものであります。

1月20日及び22日には、ごみ袋販売店への説明会を開催し、啓発ポスターの売り場や店頭への掲示を依頼いたしております。

さらに、宅建協会、商工会を通じたアパートやマンションの入居者、テナント事業者への周知広報、盲人会、手話の会への説明会を行うことといたしております。

今後とも機会あるごとに周知広報に努め、7分別、また、新ごみ袋への円滑な移行を図りたいと考えております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので御了承願います。

次に、「環境月間及び環境デーの制定について」の報告を求めます。

○ 環境整備課長

環境月間等の制定につきましては、お手元のほうに資料を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

飯塚市環境基本条例第13条第2項に定める環境月間及び環境デーを定めることについて御報告いたします。

まず、環境月間についてですが、国では平成3年から6月の1カ月間を環境月間とし、環境省を初め地方公共団体、業界団体、企業やN G Oなどが連携し、各種の環境行事を実施いたしております。

飯塚市においても、国の定める環境月間にあわせて従来から地域の市民活動による環境美化活動や市役所、本庁、各支所のロビー及び市民交流プラザにおいて環境保全啓発物資等の展示による市民啓発を行っております。

また、職員による公共施設周辺の環境美化活動の実施や来庁者や職員へ向け全館放送を行うなどの環境保全活動も行っていました。

今回、国、県、各種団体等の環境保全活動と歩調を合わせ、6月を飯塚市の環境月間として定め、よりよい飯塚市の環境づくりを目指すものであります。

次に、環境デーについてですが、世界的には昭和47年6月5日にストックホルムで開催されました国連人間環境会議を記念して、同年12月に日本とセネガルの共同提案により国連総会で6月5日を世界環境デーと制定いたしております。日本では、平成5年の環境基本法の制定時に、第10条におきまして6月5日を環境の日と定めており、国民や事業者に広く環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるという趣旨を明らかにし、国、地方公共団体において、この趣旨にふさわしい各種の行事等を実施することといたしております。

これに基づき全国でもさまざまな取り組みが現在も行われておりますが、今回、飯塚市の環境デーを制定するに当たり、環境基本法にうたう趣旨にかんがみ、広く市民に環境保全に対する

関心と理解を深め、継続的に実践行動を行えるよう国の環境の日である6月5日だけでなく、毎月5日を環境デーと定め啓発を行うものであります。

今後の取組みといたしましては、市民、民間団体、事業所、学校などへは、それぞれの立場で環境保全行動を行ってもらうよう市報やチラシ、ホームページ等で月ごとのテーマを決めて啓発を行ってまいります。

また、環境月間及び環境デーの定着を図るために、飯塚市全域の統一行動の充実を図り、環境教育推進大会等を実施いたします。

以上、簡単でございますが、御報告を終わります。

○ **委員長**

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので御了承願います。

これをもちまして市民経済委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。